

社会福祉法人徳美会 役員報酬等規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行にともない発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員報酬等は、社会福祉法人徳美会定款第23条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第3条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によっておこなう。

附則

この規程は平成29年11月20日から施行する。

社会福祉法人徳美会 評議員報酬等規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、社会福祉法に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務遂行にともない発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員の報酬等は、社会福祉法人徳美会定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第3条 評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によっておこなう。

附則

この規程は平成29年11月20日から施行する。

社会福祉法人徳美会 評議員選任・解任委員会委員報酬等規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、社会福祉法に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務遂行にともない発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員選任・解任委員会委員の報酬等は、社会福祉法人徳美会 評議員選任・解任委員会運営細則第5条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第3条 評議員選任・解任委員会委員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員選任・解任委員会委員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議によっておこなう。

附則

この規程は平成29年11月20日から施行する。